

# 北広島市第5期地域福祉計画

＜概要版＞

令和3年度～令和8年度

【 素案 】

# 1 地域福祉計画とは

## (1) 計画策定の趣旨

○地域福祉計画とは、地域の視点から高齢者、障がい者、子ども等の対象者に関する分野別計画に共通する理念、方針および取組推進の方向性等を明示し、市民・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域福祉を推進する計画となります。

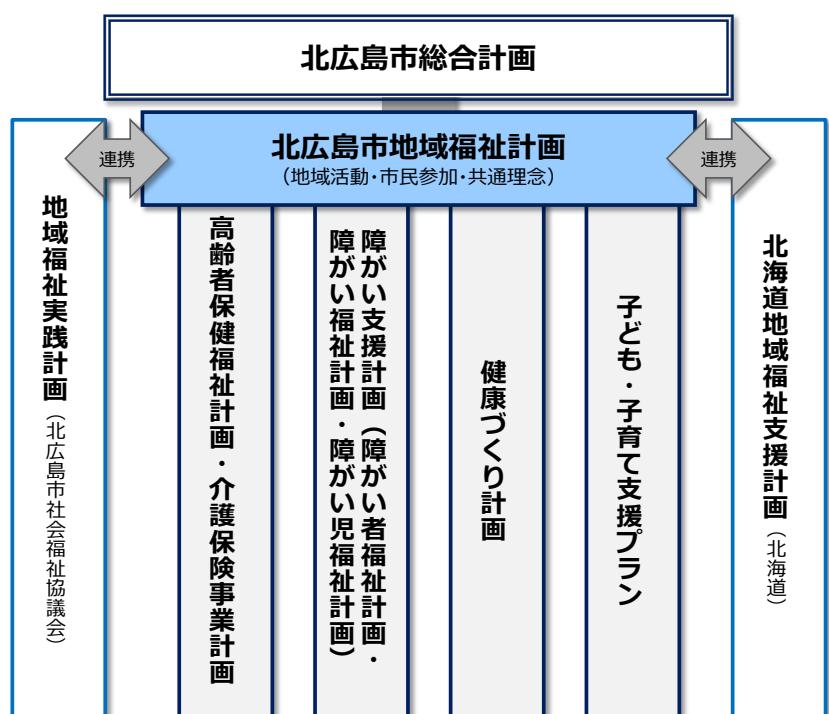


## (2) 計画の位置づけ

○北広島市では「北広島市総合計画（第6次）（令和3年度～令和12年度）」を上位計画とし、地域福祉を推進する個別計画の一つとして定めます。

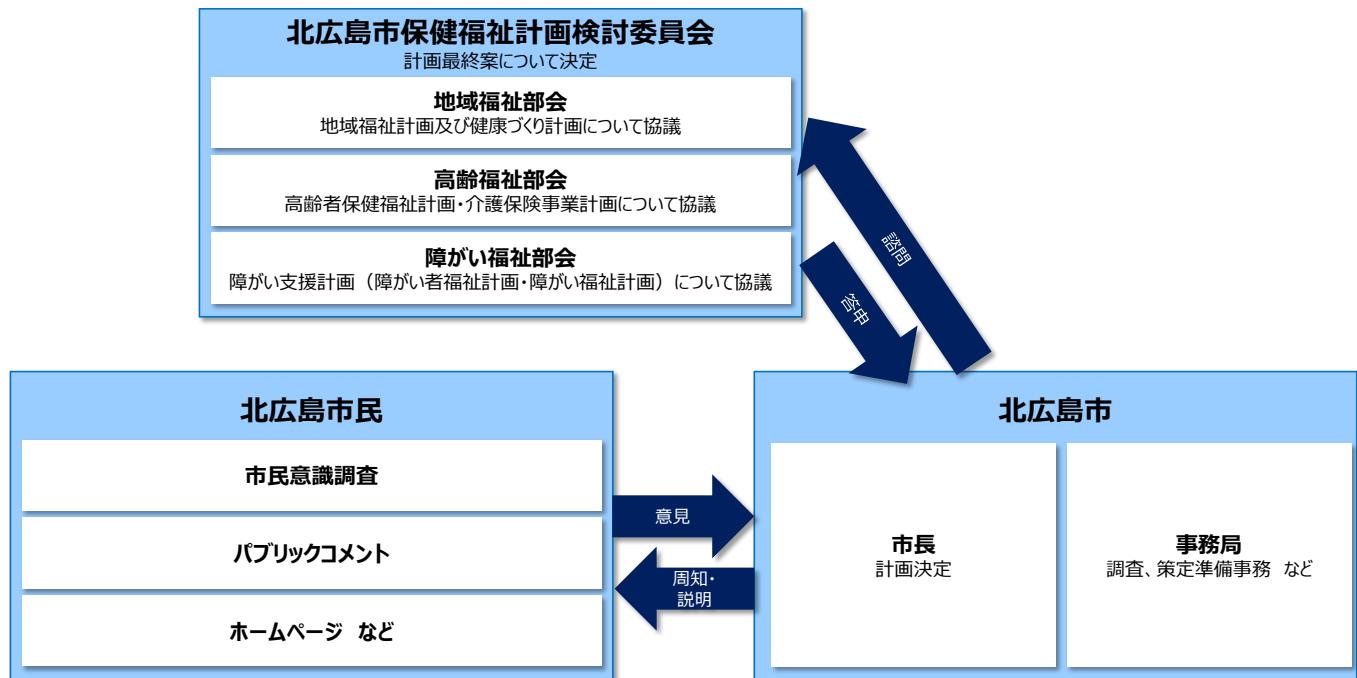
○「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」および「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含し、一体的な支援体制を築くものです。

○計画の期間は令和3年度から8年度までの6か年とします。



### (3) 計画の策定体制

○本計画は、次の策定体制で策定しています。



## 2 地域福祉の現状と課題

### (1) 人口・世帯数

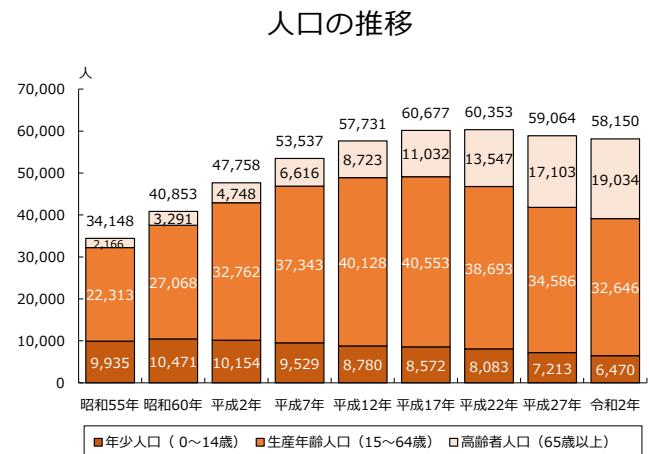
#### ① 人口

○本市の人口は、平成17年の60,677人をピークに人口が減少し、令和2年9月30日現在で58,150人となっています。

○年齢別に見ると、65歳以上の高齢者人口は増加し、64歳以下は減少しています。

○高齢化率（65歳以上の人口/総人口）は32.7%となっています（令和2年9月30日現在）。

（資料：平成27年まで国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は9月30日現在の住民基本台帳（外国人を含む））

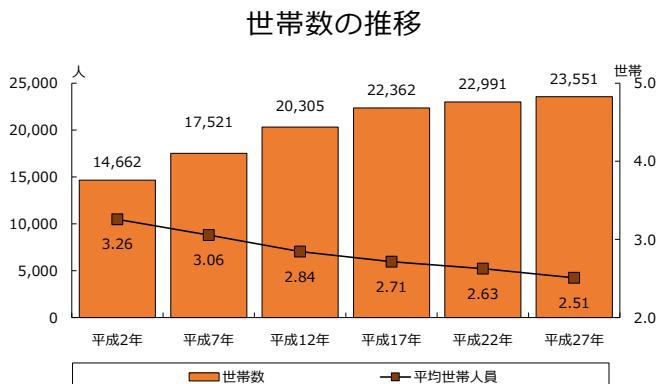


## ② 世帯数

○本市の人口は減少していますが、世帯数は増加しています。

○平均世帯人員は、年々減少しており、核家族化や高齢化による単身世帯の増加等がうかがえます。

(資料：国勢調査（各年10月1日現在）



## (2) 福祉サービス

### ① 要支援・要介護者

○要支援・要介護の認定を受けている人(令和2年3月31日現在)は、要支援者は1,092人、要介護者は2,338人、合計3,430人で、65歳以上の人の18.2%を占めています。

○5年前(平成27年3月31日現在)と比べると、要支援・要介護者計は337人増えており、高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護の人が増加しています。

(資料：北広島市福祉統計（各年3月31日現在）)

要支援・要介護の認定状況



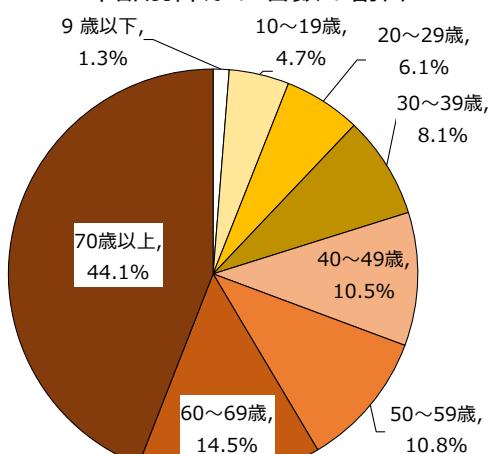
### ② 障がい者

○障がい者数は、4,684人で総人口の8.1%を占めています（令和2年4月1日現在）。

○年齢別では、70歳以上が2,064人（全障がい者の44.1%）で、障がい者の高齢化の傾向がみられます。

(資料：身体・知的障がいは令和2年4月1日／北広島市調べ、総人口は「住民基本台帳」（令和2年3月末）)  
(※数値について、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までを表記しており、百分率の合計が100%にならないところがあります。)

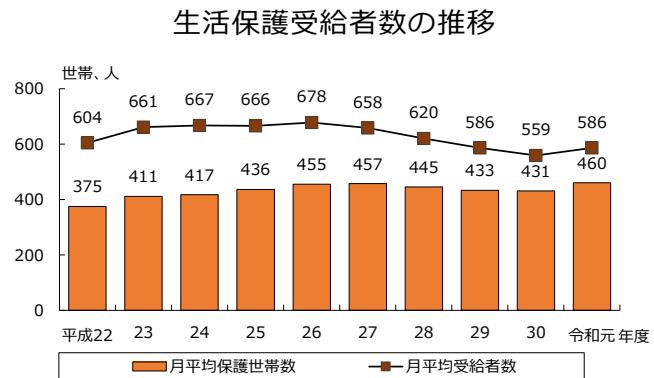
年齢別障がい者数の割合



### ③ 生活保護受給者

- 生活保護の受給者は、令和元年度の平均受給者数が586人で、ここ3年間は600人を下回っています。
- 受給世帯は、令和元年度の平均世帯数が460世帯となっており、5年前（平成26年度）と比較すると5世帯増えています。

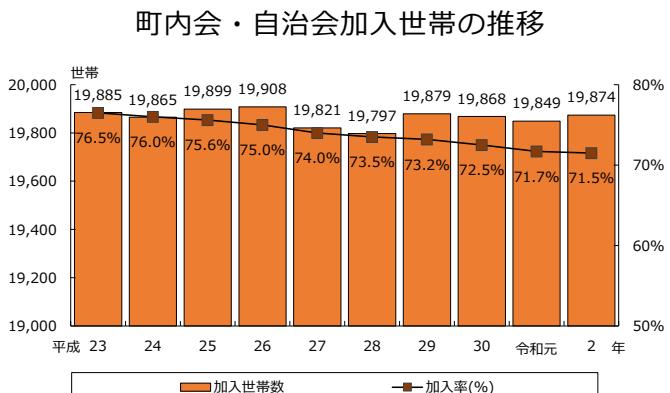
(資料：北広島市福祉統計)



## （3）市民活動への参加状況

- 町内会・自治会の活動状況は、組織率の低下や高齢化等による活動の低迷が課題となっている地区もあります。
- 本市ではボランティア活動が活発で、様々な分野で活動していますが、高齢化が進展するなか、新たなボランティアの確保が課題となっています。

(資料：北広島市作成資料（各年4月1日時点）)



## （4）社会動向からの課題

### ① 社会動向

市の現状から、次の5点を課題としました。

- 人口の減少
- 高齢者の増加、高齢者のみの世帯および高齢者の単身世帯の増加
- 要支援・要介護者等の増加
- 障がい者の増加
- 上記に伴う地域での支えあい等の必要性の高まり

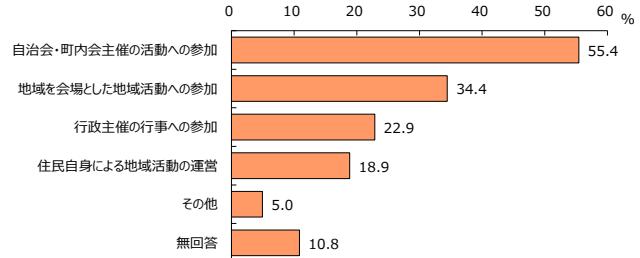
# (5) アンケート調査からみる現状と課題

## ① 調査結果

### 【地域活動を活発化させる方策】

- 地域活動を活発化させる方策は、「自治会・町内会主催の活動への参加」が55.4%で最も多い結果となっています。
- 確実にできること、普段やっていることを、負担なく地域の活動として地域で実行することが想定されています。

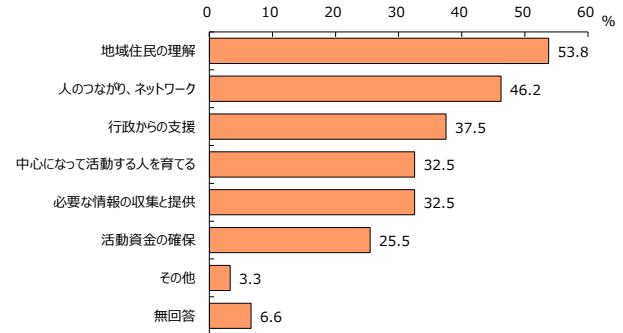
地域活動を活発化させる方策（複数回答、N=424）



### 【地域活動を推進するため必要なこと】

- 地域活動を推進するために必要なことは、「地域住民の理解」が最も多く53.8%、次いで「人とのつながり、ネットワーク」が46.2%です。
- 地域住民同士の理解や、つながりが重要という結果となっています。

地域活動を推進するために必要なこと(複数回答、N=424)

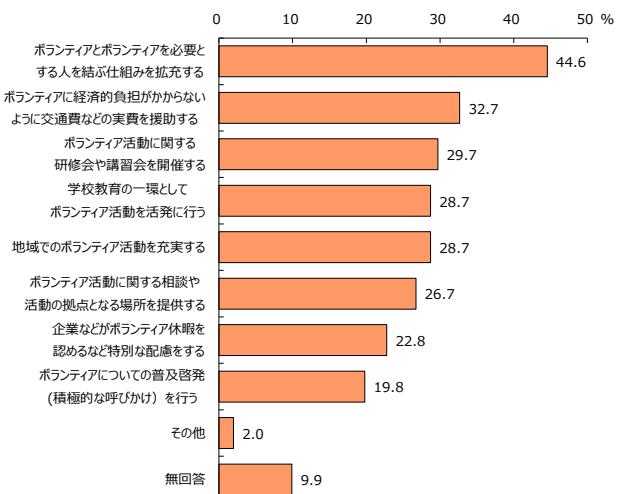


### 【ボランティア活動を広げるために必要なこと】

- ボランティア活動を広げるために必要なことは、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」が44.6%と最も多く、次いで「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費等の実費を援助する」が32.7%となっています。

ボランティア活動を広げるために必要なこと

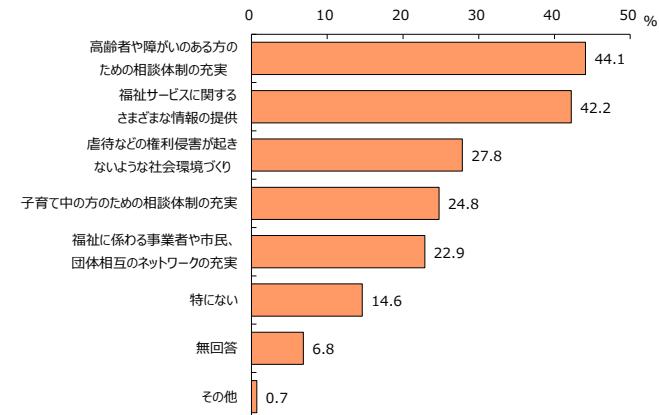
(複数回答、N=101)



## 【福祉サービスで関心のあること】

- 福祉サービスで関心のあることは、「高齢者や障がいのある人のための相談体制の充実」が44.1%、「福祉サービスに関する様々な情報の提供」が42.2%などとなっています。

福祉サービスで関心のあること（複数回答、N=424）

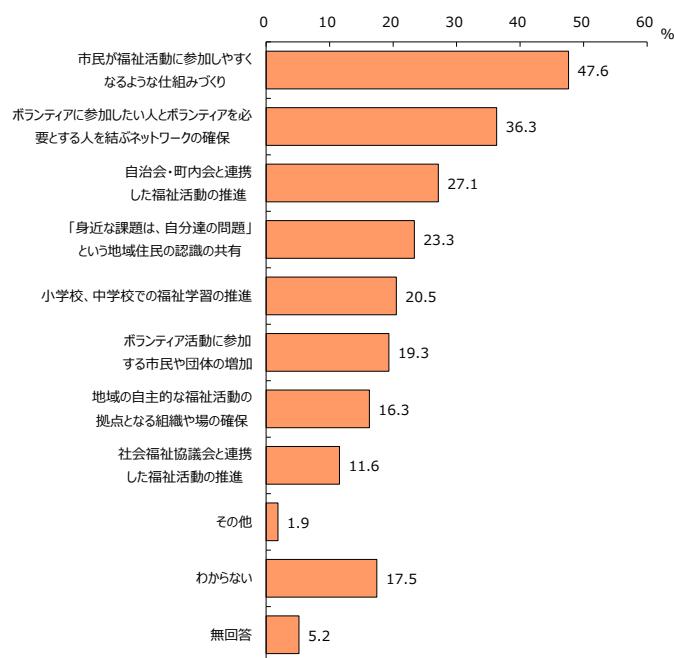


## 【地域福祉活動への市民参加を促進するために必要なこと】

- 「市民が福祉活動に参加しやすくなるような仕組みづくり」が47.6%、「ボランティアに参加したい人とボランティアを必要とする人を結ぶネットワークの確保」が36.3%となっています。

- ボランティアに参加しやすい体制づくりが重要視されています。

地域福祉活動への市民参加を促進するために必要なこと（複数回答、N=424）



## ② 調査から導かれる課題

「地域福祉計画に係るアンケート調査」の結果、市民から次のような期待や要望が寄せられています。

- 市民の地域での受け皿づくり、地域活動への参加促進が期待される
- 地域活動に関心を持つもらう機会が必要
- ボランティア活動への参加意欲を行動につなげる仕組みづくりが必要
- 必要とされるサービスや制度の情報が、正確に把握できる体制が必要
- 地域活動に関する的確な情報発信が必要
- 地域に見える、地域ニーズに応じた活動展開が必要
- 災害時の避難においては、正確な情報と役割分担が必要人口の減少

# 3 地域福祉の推進に向けて

## (1) 基本理念

○本計画では、市民や企業など自らが地域の福祉に関する課題に気づき、協働を図りながら問題解決していく“地域力”を育て、広げることで住みよい地域社会をつくっていくことを基本理念としました。

○今後、人口減少や高齢化が進展していくなかでは、より一層“地域力”を高めることが重要となります。

○本計画においても、以下を基本理念として、地域福祉を推進します。

みんなで高める “地域力”  
みんなでつくろう住みよいまち

※地域力

地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域の様々な構成員が、自らその問題の所在に気づき（関心を持ち、認識する）、主体的にまた、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことです。

## (2) 基本目標

- 基本理念を支える具体的な柱として、3つの基本目標を定めます。
- 基本目標は、地域福祉施策の理念を具体的に示す目標であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現をめざします。

### <基本目標1> 地域で支える仕組みづくり

- 本人や家族だけでは生活に制限のある高齢者や障がい者、子ども、また、家庭で介護や子育てをしている家族などを、地域で見守り、孤立することがないよう手を差しのべたり、地域の防犯・防災や除排雪などの日常生活についても、地域自らが地域の安全を確保できるよう、「地域で暮らすことができるつながりのある地域福祉」をめざします。
- また、地域における課題は多様化・複雑化している状況にあります。さまざまな課題を抱える方へ、住民と行政、関係機関などと包括的に連携協力をを行い重層的な支援体制を整備していきます。

### <基本目標2> 地域で活躍する人づくり

- 高齢者、障がい者、子育て世帯、子ども等の安全が確保され、地域住民だれもが安心・安全な生活を営めるよう、社会福祉協議会を中心に、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、地域住民、学校との連携により、市民が主体的に関わり、「市民が主役となった地域福祉の推進」をめざします。
- 地域住民に関わる様々な問題を受け止め、住みよいまちづくりを図るため、行政、地域活動団体、ボランティアなどの非営利組織活動がその専門性や役割を生かすとともに、地域情報の共有と有効な連携による公共・民間・NPOなどの機能的な役割の分担と連携により、地域に住む人だれにとっても安心できる地域福祉を推進します。

### <基本目標3> 地域福祉を推進するまちづくり

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての人が地域社会の一員として尊重され、住み慣れたまちで安心して暮らしていくように、お互いが支え合い、ともに生きる力＝“地域力”を育て、高めあう福祉のまちづくりをめざします。

### (3) 施策の体系

基本目標	基本施策	施策	
Ⅰ 地域で支える仕組みづくり	1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実	1 総合相談体制の充実	
	2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進	2-1 福祉情報の提供体制の整備	
		2-2 社会資源ネットワークの整備	
		2-3 権利擁護の推進	
		2-4 生活困窮者への支援	
		2-5 犯罪をした者等の社会復帰支援	
	3 保健、福祉、医療との垣根のない連携	3 保健、福祉、医療との連携	
	4 福祉の担い手の確保	4-1 多様性を増している民間活動の発掘、支援育成	
		4-2 福祉人材の確保・育成	
		4-3 地域福祉を推進する担い手育成	
Ⅱ 地域で活躍する人づくり	5 地域活動を支援する体制の充実	5 ボランティアが活動できる環境づくり	
	6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり	6-1 地域活動の連携強化	
		6-2 活動の場の提供と意識啓発	
	7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進	7 福祉活動と連携した地域活動の推進	
Ⅲ 也或福祉を准備するまちづくり		8 バリアフリーのまちづくり	
		9 地域福祉についてのさらなる連携強化	
10 災害時に支援が必要な人の支援体制の充実	10-1 避難行動要支援者名簿の整備と情報共有		
	10-2 災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担		

## (4) 各施策の展開

### 基本目標1 地域で支える仕組みづくり

#### 基本施策1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実

##### 施策1 総合相談体制の充実

- ①高齢者支援センター：総合相談、介護予防、日常生活支援の推進による高齢者への支援の充実を図ります。
- ②障がい者相談支援事業所：相談支援事業所（生活支援・就労支援）による障がい者への支援の充実を図ります。
- ③地域子育て支援センター：育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援等、地域の総合的な子育て支援の充実を図ります。
- ④「きたひろすくすくネット」（子育て世代包括ケアシステム）：子育て世代を妊娠期から子育て期（就学前幼児）まで切れ目なくサポートする総合相談窓口を設置します。妊娠期と子育て期にそれぞれのプランを作成し、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。
- ⑤家庭児童相談員、母子・父子自立支援員：児童虐待やDV等の相談支援の充実を図ります。
- ⑥子どもサポートセンター：学校などとの連携を含め、学校生活の悩みなど多岐にわたる相談支援を実施します。
- ⑦心配ごと相談所：日常生活における心配ごと相談に対応するため、相談員を配置して、市民が安心して暮らせるよう相談支援を行います。
- ⑧生活困窮者自立相談支援事業所：福祉関係機関等と連携を図り、さまざまな理由により生活が困窮して、その状況を脱せない方への相談体制の充実を図ります。

#### 基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進

##### 施策2-1 福祉情報の提供体制の整備

- ①市の広報紙、ホームページでの情報提供や啓発活動に努めます。
- ②各種ガイドブックの作成と情報提供に努めます。
- ③ホームページのバリアフリー化、点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供等、情報バリアフリーの推進に努めます。
- ④町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPOとの連携と情報共有を図ります。

## **施策 2-2 社会資源ネットワークの整備**

- ①社会福祉協議会を中心に、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、NPO、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークの連携を強化することで、地域生活に密着した課題への対応や支援の充実を図ります。
- ②地域活動を支援する人材の育成について検討します。
- ③介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問する事業者のネットワークを活用して安否の確認を行います。
- ④支援を必要とする高齢者などを把握するため、関係機関と連携して情報収集に努めます。

## **施策 2-3 権利擁護の推進**

- ①成年後見センターにおいて相談支援・利用支援・市民後見人の養成、普及啓発等を行うとともに社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業や法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な権利擁護支援を行います。また、機能の充実に向けて地域連携ネットワークを担う中核機関等の体制整備にむけて段階的・計画的に検討していきます。
- ②高齢者支援センターにおいて高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行います。
- ③支援充実に向けて、支援体制の充実や支援者のスキルアップを図ります。虐待については、緊急時に迅速かつ円滑に支援できる体制づくりを進めます。
- ④家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、子どもの権利相談員による子どもの虐待、DVの相談支援の充実を図ります。
- ⑤障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待に関する相談支援を行います。

## **施策 2-4 生活困窮者への支援**

- ①自立相談支援事業：仕事や健康など様々な問題に対し、個々に応じた支援計画を作成し、必要なサービスの利用につなげ、自立に向け支援します。
- ②住居確保給付金事業：離職や休業等により、住居を喪失したまたは喪失するおそれのある生活困窮者を対象に、就職活動等を条件に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給し、住居および就労機会の確保に向け支援します。
- ③就労準備支援事業：一般就労に向け課題を抱える生活困窮者に対し、計画的支援および訓練を行うことにより、就労意欲の喚起および就労に必要な基礎能力の形成を図り、一般就労に繋がるよう支援します。
- ④家計改善支援事業：家計に課題を抱える生活困窮者の家計状況を明らかにし、助言や支援計画の作成を行い、家計管理能力を高め、自立促進を支援します。
- ⑤一時生活支援事業：住居のない生活困窮者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所、食事の提供を行い、自立に向け支援します。
- ⑥学習支援事業：生活困窮世帯の中学生に対し、学習の場の提供、学習支援および教育相談を実施し、学力向上を図るとともに、学習の支援等を通じて社会性や協調性等を育み、子どもの将来的な自立を図る一助となるよう支援します。
- ⑦子ども未来応援事業：就学援助、生活保護、児童扶養手当を受給している世帯で中学生の子どもの学習塾や習い事の費用を助成します。

## **施策 2-5 犯罪をした者等の社会復帰支援**

### **再犯防止に向けた取組の推進**

- ・再犯を防止するために関係機関、団体等との協議を進め、就労や住居の確保、保護司や民間協力者の活動促進等の支援に取り組みます。
- ・市が設置する生活困窮者自立相談支援事業所において、犯罪をした者等を含め、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業の活用により自立を図ります。
- ・「社会を明るくする運動強調月間」において、保護司と連携し、運動を周知する啓発活動を行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

## **基本施策 3 保健、福祉、医療との垣根のない連携**

### **施策 3 保健、福祉、医療との連携強化**

- ①相談窓口に保健、福祉、医療の専門職を配置します。
- ②保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図ります。

## **基本目標 2 地域で活躍する人づくり**

## **基本施策 4 福祉の担い手の確保**

### **施策 4-1 民間活動の発掘、支援、育成**

- ①NPOや民間との連携・協力・支援
  - ・NPO活動は市内でも活発で、福祉サービスの担い手として不可欠の存在です。今後も、NPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進します。
  - ・サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。
  - ・地域での雇用の受け皿として期待され、また、地域へ貢献できる福祉分野を含むコミュニティビジネスを支援します。

### **施策 4-2 福祉人材の確保・育成**

- ①福祉人材確保対策助成金：市内事業所、施設に新規に就労する方に対し、助成金を支給することにより、サービス提供体制の確保を図るとともに、市内への定住を促進するため、6ヶ月就労継続者や市外からの転入者に対しては、助成金を加算します。
- ②介護従事者・障がい福祉従事者・保育士等人材バンク：市内の介護施設・障がい福祉施設・保育所等で就労を希望する方を支援するため、人材バンクを設置しています。人材バンクに登録すると、施設が採用を希望したときに、施設から連絡がくる仕組みとなっています。今後も普及に向けた周知等に努めます。
- ③保育士就労支援金（きたひろ手当）：0～2歳児の保育需要は今後も増加する見込みであり、受入れ態勢を整えるための人材確保策として、市内の私立認可保育施設で働く保育士に対し、保育士就労支援金「きたひろ手当」を支給します。

### **施策 4-3 地域福祉を推進する担い手育成**

- ①人材の発掘・育成：ボランティアセンター研修の開催等により、地域の人材の発掘・育成に努めます。
- ②学校での福祉学習の促進：福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、社会福祉協議会が中核となり、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図ります。

## **基本施策 5 地域活動を支援する体制の充実**

### **施策 5 ボランティアが活動できる環境づくり**

- ①ボランティアセンターの充実に向けた支援：社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつけを実施していますが、さらに、身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備等、市民が参加しやすい仕組みづくりに努めます。また、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供に努めます。  
そのため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図ります。
- ②NPO（非営利活動団体）への市民参加の促進：NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、NPOへの支援や啓発に努めます。

## **基本施策 6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり**

### **施策 6-1 地域活動の連携強化**

- ①社会福祉協議会の体制強化と活動支援：社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、引き続き活動に対する支援を行います。
- ②町内会・自治会との連携：町内会・自治会は、地域の福祉、防犯・防災等、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待されます。そのため、地域福祉計画の理念の周知を行うとともに、地域福祉の推進を行うため連携を図ります。

### **施策 6-2 活動の場の提供と意識啓発**

- ①地域活動拠点の提供：より多くの市民が地域活動に参加できるよう、コミュニティ施設や住民集会所等の活用を図ります。
- ②地域福祉計画の理念と施策の意識啓発、広報活動：地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図ります。

## 基本目標3 地域福祉を推進するまちづくり

### 基本施策7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進

#### 施策7 福祉活動と連携した地域活動の推進

- ①民生委員児童委員との連携：民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っています。そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会等を通じた資質向上に努めます。
- ②大学との連携：大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に生かすため、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受入れなどを通して、大学との連携を図ります。
- ③防犯対策等地域活動の促進：高齢者や障がい者などが悪徳商法等の被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要です。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていきます。
- ④住民ニーズの把握：各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組みます。

### 基本施策8 地域で安心して暮らせる環境づくり

#### 施策8 バリアフリーのまちづくり

- ①バリアフリーとユニバーサルデザインの推進：北広島市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例等に基づき、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」に取り組んでいます。公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。
- ②建築物の耐震化：耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図ります。

### 基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化

#### 施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化

- ①今後の人口減少や少子高齢化社会の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図ります。
- ②市民参加による委員会での本計画策定と進行管理を行います。

## **基本施策10 災害時に支援が必要な人の支援体制の充実**

### **施策10-1 避難行動要支援者名簿の整理と情報共有**

#### **①情報の把握・集約・管理**

- ・避難行動要支援者名簿の整備を行います。
- ・町内会・自治会や社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの避難行動要支援者情報の把握に努めます。
- ・集約した避難行動要支援者情報については、災害支援の目的以外には使用されることがないよう、市と提供先で協定書を締結して適切な管理に努めます。

#### **②避難行動要支援者情報の共有と更新**

- ・避難支援等関係者である町内会・自治会、民生委員児童委員等との避難行動要支援者情報の共有を行っていきます。
- ・避難支援等関係者へ平常時の提供ができるよう、避難行動要支援者から同意確認を行います。

### **施策10-2 災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担**

**①町内会・自治会、自主防災組織や社会福祉協議会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による避難行動要支援者に対する日常的な見守りを推進します。**

**②避難行動要支援者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図ります。**

**③避難行動要支援者のうち、災害発生時に一般の避難所における生活が困難で配慮が必要な人の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図りながら、特別な配慮がなされた福祉避難所の指定を進めるとともに物資・器材、人員確保等の体制を整備します。**

# 4 推進体制

## (1) 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

### ① 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚し、自身が暮らす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。

また、地域の実情を最もよく知っている市民を中心となり、自らが地域の課題を抽出し、解決していくという、自らの地域のことは自らの地域が決めるという意識をもつことが必要です。

さらに、自治会へ加入する等、地域福祉の担い手として、積極的な活動への参加が求められています。

町内会・自治会や民生委員児童委員は、「地域」を単位としながら、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉の担い手としての活動が期待されています。

ボランティアやNPOは、「課題分野」を切り口としながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

### ② 事業者の役割

福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業サービス内容の情報提供および公開、関係機関などとの連携強化を図ることが求められています。

関係機関や関係団体などとは相互に連携を図るとともに、市や社会福祉協議会とも連携し地域福祉活動を推進することや、地域の一員として地域貢献活動による福祉のまちづくりへの参加に努めることも期待されています。

### ③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられており、本計画と連携し策定する「第7期地域福祉実践計画」に基づき、事業やサービスを行います。

地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域へ出向き、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、市民や関係機関・団体と行政間の調整役を担うことが求められています。

### ④ 行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを的確に把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の連携・協働の場づくり、担い手や支援者の掘り起こし等に努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

さらに、市民が中心となり、市民自らが地域の課題を抽出し、解決していく取組に対して支援を推進します。

庁内の関係部署との分野を超えた連携をより一層強化し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築して、各施策を推進していきます。

## (2) 計画の進行管理と評価

福祉、医療関係、ボランティア、学識経験者、公募による市民代表などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進捗状況を評価・検証し、市としての進行管理を行っていきます。

また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握する等、市民意識や活動実態の把握に努めていきます。

## 北広島市第5期地域福祉計画<概要版>

### 【案】



発行：北広島市

編集：北広島市保健福祉部

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

TEL 011-372-3311 / FAX 011-398-4312

<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>